

標識の掲示

営業所及び2日以上にわたり電気工事を行う施工場所ごとに、電気工事業者であることの標識を掲げなければなりません。

(1) 登録電気工事業者の方

登録電気工事業者登録票	
登録番号	
登録の年月日	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	
電気工事の種類	
主任電気工事士等の氏名	

↑
25cm
以上
↓

← 35cm以上 →

(2) みなし登録電気工事業者の方

登録電気工事業者届出済票	
届出先	
届出の年月日	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	
電気工事の種類	
主任電気工事士等の氏名	

↑
25cm
以上
↓

← 35cm以上 →

(備考) 営業所の名称及び主任電気工事士等の氏名は、これを掲示する営業所に係るものに限る。

(3) 通知電気工事業者の方

通知電気工事業者通知票	
通知先	
通知の年月日	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	

(4) みなし通知電気工事業者の方

通知電気工事業者通知済票	
届出先	
通知の年月日	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	

(備考) 営業所の名称は、これを掲示する営業所に係るものに限る。